

総務委員会 専門員

おの あきら
小野 哲

昭和9年及び10年の帝国議会では、我が国に本格的な地方財政調整制度の導入を目指す法案が審議された。昭和初期の金融恐慌、農業恐慌を背景として、農村部の地方団体において財源不足及び納税者の過重な地方税負担が深刻化していた。内務省地方局は財政調整交付金制度の検討を進め、昭和7年には要綱案も発表したが、大蔵省の同意が得られず、政府案を提出できなかった。そのような状況の下、帝国議会では、各政党が内務省要綱案と類似した「地方財政補整交付金法案」等を衆議院に提出し、審議が行われたのである。

昭和9年の審議においては、法案について政府の見解を問われ、内務省地方局長は、地域的に「非常に富の分布が区々になっており」、「地方的に貧富の懸隔が相当出て」いる下で、「貧弱町村が全く崩壊せざるを得ない」運命を避けるため、交付金制度は重要な意味を持ち、「地方自治体の独立制を傷つける」ものではない旨を述べた。一方、大蔵省主計局長は、地方税制の改善及び地方団体の歳出の節約の必要性に加え、「国の歳計の3割乃至4割というものを、所謂赤字公債等で賄っており」、「到底この問題を考える余地がない」旨、答弁している。翌昭和10年の帝国議会では、後藤文夫内務大臣は、「十分な考究をして、早く結論に達する必要があると私は考えます」と述べたが、高橋是清大蔵大臣は、地方財政立直しは緊急の問題として必要性を感じるものの、「総花主義のような形で」地方を中央が救済する考えによるのは根本的な解決にならない旨述べ、結果として、両年とも衆議院を通過した法案はあったが貴族院で審議未了となった。

しかし、翌昭和11年1月の財政演説においては、高橋大蔵大臣は、「地方財政の対策としては窮乏町村に対し財政援助を為すの必要を認めまして、是が為内務省所管に於て臨時町村財政補給金二千万円を計上した」と表明するに至っている。これは政府予算及び内務省令に基づく単年度の措置であり、その後2.26事件により高橋大臣が死去したため、同大臣が地方財政調整措置を認容した心境は議事録上明らかでない。その後の情勢下で臨時措置の内容、金額は、ともに逐次拡充され、昭和15年には地方分与税法が成立する。同法は、「地方財源が著しく地域的に偏在」している下で「地方財政の調整」を図るもので、所得税、法人税等の一定の割合を地方に配付する制度が規定された。

こうした財政調整制度の運営の積重ねの上に、戦後、新憲法下で昭和25年の地方財政平衡交付金法、更には昭和29年に同法を改正した地方交付税法が制定され、財源保障機能もあわせ、現在に至るまで地方財政制度の要となっている。今日、人口減少の下で地域間の税源の偏在が課題となる一方、戦前に類似した国の財政赤字の累増の中で、地方交付税法に組み込まれた法定率の抜本的引上げもなかなか難しい状況にあるが、そうした状況が契機となり、地方財政制度の新たな展開の萌芽が生じることを期待したい。